

施設基準等の揭示事項（令和7年6月1日現在）

◆外来感染対策向上加算（外来感染）第278号

感染症が疑われる方の受け入れを行っています

その際、診察室を別にする等の院内感染対策を講じています [月1回6点]

◆発熱患者等対応加算

上記加算を届け出た医療機関が、感染症が疑われる方を感染対策を講じた上で診療を行った場合に算定します [月1回20点]

◆連携強化加算（連携強化）第119号

連携する医療機関が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに定期的に参加しています [月1回3点]

◆サーベイランス強化加算（サ強化）第65号

連携する医療機関と院内感染の発生状況や感染症の発生状況を共有し、院内感染対策に有用な情報の還元等を行っています [月1回1点]

◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)（外来ベⅠ）第302号

医療に従事する職員の賃金改善を図るための施設基準に適合している旨の届出を行っています [初診時6点、再診時2点]

◆一般名処方加算

後発医薬品がある薬については、商品名でなく一般名(成分名)で処方する事があります [8点または10点]

◆明細書発行体制等加算

領収書発行時に、診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています [1点]

◆生活習慣病管理料(Ⅰ)

糖尿病・高血圧症・脂質異常症をお持ちの方には、血圧・体重・食事・運動等に関する指導内容を記載した[療養計画書]を作成し、同意のご署名をいただきます。ご理解ご協力お願いします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合があります。 [糖尿病760点、高血圧症660点、脂質異常症610点]